## 全面緊急事態での輸送能力の確保



全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、伊方町が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数	備考	
		バス	<b>ル ち</b>	
(A)	必要車両台数	20台		
(B)	確保車両台数	計20台以上		
確	伊方町	3台程度	伊方町が保有する車両10台 (合計138人)の車両を使用	
保先	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	17台以上	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町 のバス会社が保有する車両 総数265台	

<sup>※</sup> 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

#### 自家用車で避難できない住民の数及び一時集結所への経路等



- > 伊芳町による全戸訪問調査の結果、PAZ圏内の自家用車で避難できない住民は合計約750人。
- > 自家用車で松前町の避難経由所(松前公園)へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は県が配車した町内移動用車両で、各一時集結所(伊方中学校、瀬戸総合体育館)へ移動。



## PAZ圏内から避難先(避難経由所)までの主な経路



▶ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の経路を設定。



## 避難を円滑に行うための対応策



▶ PAZ及びUPZ圏内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を 把握し、避難車両の誘導及び交通規制を行うとともに、停電時に備えた自家発電機付の信号機や愛 媛県、伊方町及び県警による主要交差点における交通整理・誘導、「避難誘導・交通規制用自動制御 告示板」等を活用した広報等の交通対策を行う。



## 避難を円滑に行うための対応策



- いかたちょう
- ▶ 伊方町では自家用車避難を円滑に行うため、あらかじめ、対象となる住民に避難車両を識別するための「避難車両シール」を配布することとしている。
- ▶ また、伊方町内全55地区では、伊方町職員と、地区毎の住民、自主防災組織、民生委員、消防団等によるワークショップを開催し、原子力災害時の避難に係る「地区広域避難計画」を策定。
- ▶「地区広域避難計画」では、地区内の人口・世帯数、避難先、避難手段に加え、避難行動要支援者名簿及びその所在地図等具体的な状況を把握。さらに、自主防災組織・消防団等の支援者の役割分担や定期的なワークショップの開催を取り決める等、避難を円滑に行うための、地域住民の共助による避難支援体制を整備。



避難車両シール



伊方町内全55地区でワークショップを開催 地区毎の広域避難計画を策定



# 6. 予防避難リアにおける対応

#### <対応のポイント>

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリア(4,724人)での防護措置については、 発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応(陸路避難、海路避難、空路避難、屋内 退避)を準備し、これらの防護措置を組み合わせて対応を実施。

# 愛媛県及び伊方町における初動対応



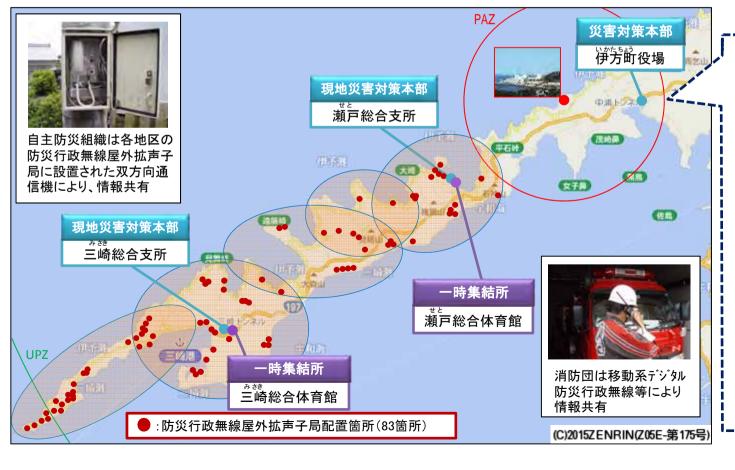
- 》警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に各7名の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- ▶ 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。



### 住民への情報伝達



- ▶ 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル 防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導体制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- ▶ 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。





- ●伊方町は、防災行政無線、 広報車、CATV等を活用し、 住民へ情報を伝達。
- ●一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により伊方町と情報を共有。

### 予防避難エリアにおける状況に応じた対応



▶ 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリアでの防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応(陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避)を準備。

#### 【状況の確認】

いかたちょう

- ①警戒事態:愛媛県及び伊方町が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- ②施設敷地緊急事態:防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施

#### 【状況に応じた防護措置】

想定される状況			防護措置	
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合		陸路避難	ケース1
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合			
放射性物質放出ま で時間的猶予があ る場合	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合		陸路避難 海路避難 空路避難	ケース2
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合		海路避難 空路避難	ケース3
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合		<b>尼</b> 山 汨 '应	h 74
放射性物質放出のリスクが高まった場合			屋内退避	ケース4

<sup>※</sup>放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、 一時移転等の防護措置を実施。



# 6-1. ケス1(陸路避難)における対応

#### くケース1における基本的な考え方>

#### 【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用可能な場合

#### 【避難方法】

・自家用車・バス等による陸路避難を実施。

### (ケース1) 陸路避難を実施する場合



- ▶ 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用可能な場合は、陸路による避難を実施。
- ▶ 自家用車での避難ができる住民は、自家用車により避難経由所(松前公園)に移動の上、松前町の 指示する広域避難所に避難を実施。
- ▶ 自家用車等での避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、愛媛県が手配するバス等により避難 を実施。



#### (ケース1)予防避難エリアの学校・保育所の避難



- ▶ 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約320人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- ▶ 予防避難エリアの4つの保育所の児童(約60人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- ▶ 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校							
   学校名	人数						
子仪 <b>位</b>	児童等	職員	合計				
三机៚沁小学校	33人	12人	45人				
大久⒀叭学校	32人	7人	39人				
三崎⑷ఈ小学校	51人	14人	65人				
瀬戸ᡧと中学校	38人	12人	50人				
三崎(みさき)中学校	42人	14人	56人				
三崎(メーセモ)高等学校	119人	26人	145人				
合 計(6施設)	315人	85人	400人				

避難準備※1

児童等と職員がともに避難経由所(松前公園)に避難を開始

避難経由所(松前公園)

児童等は、避難経由所で保護者に引き渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

保育所 人数 保育所名 児童 職員 合計 三机(みつくえ)保育所 13人 21人 川之浜(かわのはま)保育所 7人 5人 12人 15人 大久(おおく)保育所 11人 4人 三崎(ઋರಕ)保育所 33人 9人 42人 90人 合 計(4施設) 64 人 26人

避難準備

児童の 引き渡し 保護者が児童を引き 取り・避難準備

引き渡しができなかった児童と 職員は、最寄りの学校に移動し、 学校の児童等と一緒に避難経 まさき 由所(松前公園)に避難を開始

避難の開始

避難経由所(松前公園)

保護者への引き渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引き渡し

※1:学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。

※2:児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

/19